

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

2026年3月31日現在

サービスの種類 加入電話

事業者名:NTT東日本株式会社

	区 分			合 計
	事務用	住宅用	区分なし	
北海道	104,462	416,352		520,814
青森県	27,260	128,171		155,431
岩手県	26,177	122,385		148,562
宮城県	42,375	150,521		192,896
秋田県	21,186	96,576		117,762
山形県	19,527	79,387		98,914
福島県	35,530	155,268		190,798
茨城県	47,413	195,006		242,419
栃木県	31,839	126,830		158,669
群馬県	31,196	135,425		166,621
埼玉県	90,928	384,914		475,842
千葉県	87,079	333,044		420,123
東京都	357,214	692,367		1,049,581
神奈川県	134,896	454,812		589,708
新潟県	41,695	160,243		201,938
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県	17,592	60,569		78,161
長野県	43,312	140,228		183,540
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
合計	1,159,681	3,832,098		4,991,779
参考事項(注4) 番号ポータビリティ				
参考事項(注5) その他				

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別業とすること。
 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種類ごとに別業とすること。
 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分が無い場合には「区分なし」の欄に記載すること。
 4 番号ポータビリティ機能(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条の表2の項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。
 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
 6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格X0401に規定する都道府県コード(以下「都道府県コード」という。)の番号の順序によること。
 7 記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。
 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。